

**「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（素案）」
についての意見募集結果**

「北海道における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（素案）」について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、1団体から延べ4件のご意見が寄せられました。ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>第5の1（5）林業労働者の技術・技能の向上の取組として若干の記述がありますが、他県の林業大学校設立経緯や現状の各種研修事業の実施状況の検証、事業体のニーズなどを踏まえて、一定期間の林業就業経験者等を対象とした長期育成研修制度の仕組みの検討が必要と考えます。</p>	<p>道では、北海道森林整備担い手支援センターと連携して実施している各種研修事業の内容について、林業事業体のニーズなどを踏まえ、毎年度、見直しを行っているところです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、当該事業の見直しの参考にさせていただきます。</p> <p>なお、「緑の雇用」現場技能者育成推進事業については、制度が充実されるよう引き続き国に要望してまいります。</p>
C	
<p>森林づくり条例や創生総合戦略に掲げる「森づくりを担う人材・事業体育成・確保」実現には、第2の5記述にあるように早急に解決すべき課題が多く、担い手基金の運用益が減少している状況から考えると、国が本年度から新たに措置した「森林吸収源対策推進のための地方財政措置」を積極的に活用した林業担い手対策の充実を図る新たな施策（市町村連携等）を是非とも打ち出すべきと考えます。</p>	<p>道では、この度の「森林吸収源対策推進のための地方財政措置」の活用により、農業学校や大学、地元市町村、林業事業体などが参画する林業担い手育成確保のためのネットワークづくりなどの取組を進めているところであり、引き続き、担い手確保の取組を進めるとともに、市町村とも連携して当該措置の活用を図ってまいります。</p>
C	
<p>第5の3（4）の事業量の安定的確保の取組とともに、道としても森林整備事業量の持続的かつ安定的な確保に向けた財源確保対策を明記すべきと考えます。</p>	<p>事業量の持続的かつ安定的な確保に向けた財源確保が必要なことから、道では、林野公共事業予算の安定的確保や森林吸収源対策の推進に必要な財源の確保に向けた仕組みの構築について、国に対し要望しているところです。</p> <p>今後とも、庁内関係課と連携しながら当初予算における公共事業等予算の確保に努めるとともに、地方の役割に応じた財源の拡充・強化のための制度の速やかな構築に向け国への働きかけを強化してまいります。</p>
B	

<p>労働条件の改善に関して、既存施策による支援に加え、賃金アップが厳しい現状を踏まえ、各種社会保険や退職金共済加入に係る掛金等助成や労働安全衛生機器・装備への助成や、軽労化に資する造林機械導入に対する助成などの支援策を明記すべきと考えます。</p>	<p>各種社会保険や退職金共済加入などへの支援については、退職金共済制度加入促進事業や林業傷害保険加入促進事業などを実施しておりますが、事業効果などを踏まえ事業を終了しております。</p> <p>また、労働環境を改善するための設備等の導入については、第5の1の(4)に記載し、事業体の取組を促進することとしております。</p> <p>なお、いただいたご意見につきましては、森林整備担い手対策事業の見直しの参考にさせていただきます。</p>
	B

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

<p>お問い合わせ先 水産林務部林務局林業木材課 事業体育成グループ 電話 011-204-5503</p>
